

航空自衛隊 工事 入札説明書

入 札 説 明 書

航空自衛隊第6航空団（小松基地）が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は、契約担当官の指示による。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊第6航空団（小松基地）が入札公告した工事に適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊第6航空団（小松基地）会計隊長

〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267

3 工事概要

(1) 工事名

各公告による。

(2) 工事場所

各公告による。

(3) 工事内容及び工事範囲

別添の仕様書のとおり。

(4) 工期

各公告による。

(5) 使用する主要な資機材

別添の仕様書のとおり。

(6) その他

ア 受付窓口

〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267

航空自衛隊第6航空団（小松基地）会計隊契約班

イ 受付時間

午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けて

いること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級(資格審査結果通知書の記3の等級)が各公告に示す等級であること。
- (5)は、請負金額が3500万円以上(建築一式7000万円以上)の場合に適用する。
- (5) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- 【建築工事の場合】
- イ 過去15年の間に、同類と認める工事の経験を有する者である。(原則、着工から完成まで従事している。)
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書(以下「資格審査結果通知書」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長(長崎防衛支局長を除く。)から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)

第 150 号 28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社的一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局

〒 9 2 3 - 8 5 8 6 石川県小松市向本折町戊 267

航空自衛隊第 6 航空団（小松基地）会計隊契約班

TEL 0 7 6 1 - 2 2 - 2 1 0 1（内線 2 3 9）

FAX 0 7 6 1 - 2 2 - 2 1 0 4

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けな

ればならない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

提出期間等

各公告による。

(2) 申請書は、別紙様式第2により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、過去15年間（基準）に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第3）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙様式第4）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工実績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

同種の工事の施工実績を別紙様式第3に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第4に記載すること（請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合は、上記4(5)に掲げる資格があることを判断できるものであること。）。

記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不

正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第5に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認めた場合に限る。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により通知する一般競争参加資格確認通知書による。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 契約担当官の示す期間

イ 提出場所 5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札方法等

(1) 入札書の提出手段は、各公告による。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間等

各公告による。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（1年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

10 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を書面により提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 作成例として交付した様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付した数量書にある総括表の構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、数量書を交付した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 数量書を交付した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記 8 (2) アに同じ。

イ 提出方法

上記 8 (2) ウを参照。

ウ 提出場所

上記 5 に同じ。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

11 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

各公告による。

イ 開札場所

各公告による。

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の 1 回目の開札に立ち会わない場合において、再度の入札を行うこととな

ったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者については、契約担当官の定めるところによる。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

12 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

14(1)は、請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合に適用する。

14 配置予定監理技術者の確認

(1) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(2) 病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず

配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

15 は、請負金額が 3500 万円以上（建築一式 7000 万円以上）の場合に適用する。

15 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が航空自衛隊第 6 航空団で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4 (5) に定める要件と同一の要件（4 (5) イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- (1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者。
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

16 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成の要否
各公告による。
- (2) 適用する契約条項

各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

17 支払条件

履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

18 火災保険付保の要否

要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、

書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

契約担当官が定める期間

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記5に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

21 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約条項を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

1 工事契約に係る苦情処理

苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第148号（28. 3. 31）により、行うものとする。

2 低入札価格調査に係る特別重点調査

低入札価格調査に係る特別重点調査については、工事入札心得書による。

3 数量公開

数量公開については、工事入札心得書による。

4 入札回数 の 補 足 及 び 不 落 随 契 の 原 則 適 用 除 外

入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が貼っていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合